

○甲州市空家等対策の推進に関する条例（案）

平成29年 月 日

条例第 号

（趣旨）

第1条 この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）に定めるもののほか、市の空家等対策の推進に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家等 建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。
- (2) 特定空家等 そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。

（所有者等の責務）

第3条 空家等の所有者又は管理者（以「下所有者等」という。）は、周辺的生活環境にあき影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるとともに、空家等を積極的に活用するよう努めるものとする。

（市の責務）

第4条 市は、空家等に関する対策の実施その他の空家等に関する必要な措置を適切に講ずるよう努めるものとする。

2 市は、空家等の所有者等による空家等の適切な管理を促進するため、これらの者

に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

(市民等の責務)

第5条 市内に居住し、若しくは滞在し、又は通勤し、若しくは通学するもの並びに市の区域内において事業を営む個人又は法人(以下「市民等」という。)は、適切な管理が行われていない空家等が生活環境に及ぼす影響について理解を深めるとともに、市が実施する空家等に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 市民等は、適正な管理が行われていない空家等を発見したときは、速やかにその情報を市に提供するよう努めるものとする。

(空家等対策計画)

第6条 市は、空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、法第6条第1項に規定する空家等対策計画を定めるものとする。

(助言、指導等に係る手続)

第7条 市長は所有者等による空家等の適切な管理を促進するために必要な情報の提供、助言その他必要な援助を行う場合において必要があると認めるときは、甲州市空家等対策審議会の意見を聴くことができる。

(特定空家等に対する措置)

第8条 市長は、法第14条第1項から第3項までの規定に基づき、特定空家等の所有者等に対し、必要な措置を助言し、指導し、若しくは勧告し、又は命じるものとする。

2 市長は、前項の措置を講じようとする場合において必要があると認めるときは、審議会の意見を聴くものとする。

(緊急安全措置)

第9条 市長は、適切な管理が行われていない空家等に倒壊、崩壊、崩落その他著しい危険が切迫し、これにより道路、広場その他の公共の場所において、人の生命若しくは身体に対する危害又は財産に対する甚大な損害(以下この条において

「危害等」という。)を及ぼし、又はそのおそれがあると認めるときは、その危害等を予防し、又はその拡大を防ぐため、必要な最小限度の措置（以下「緊急安全措置」という。）を講じることができる。

- 2 市長は、緊急安全措置を講じたときは、当該措置に係る空家等の所在地及び当該措置の内容を当該空家等の所有者等に通知するものとする。
- 3 市長は、緊急安全措置を講じたときは、その費用を当該所有者等から徴収することができる。ただし、特別の理由があると認めるときは、この限りではない。
- 4 第2項の規定にかかわらず、市長は、緊急安全措置を講じた場合において、当該措置に係る空家等の所有者等又はその連絡先を確知できないときは、当該措置に係る空家等の所在地及び当該措置の内容を告示するものとする。

（空家等及び空家等の跡地の活用等）

第10条 市長は、法第13条の規定に基づく空家等及び空家等の跡地の活用等について、所有者等、市民等、空家等又は空家等の跡地の活用に関連する事業を営む者等と連携し、必要な対策を講ずるよう努めるものとする。

（関係機関との連携）

第11条 市長は、この条例の施行に関し必要があると認めるときは、市の区域を管轄する警察その他の関係機関に必要な措置について協力を要請することができる。

（その他）

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（甲州市附属機関の設置に関する条例の一部改正）

2 甲州市附属機関の設置に関する条例(平成22年甲州市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「甲州市協働のまちづくり推進委員会」の次に「甲州市空家等対策審議会」を加える。

別表の1表甲州市国土利用計画策定審議会の項の次に次のように加える。

甲州市空家等対策審議会	市長の諮問に応じ、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）に基づく次の事項について調査審議する。 (1) 甲州市空家等対策計画に関する事項 (2) 特定空家等に対する措置等に関する事項 (3) その他、空家等対策に関し、必要と認める事項	12人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 前2号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者	2年
-------------	--	-------	---	----

3 甲州市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年条例第39号）の一部を次のように改正する。

別表中総合計画策定審議会委員の項の次に次のように加える。

甲州市空家等対策審議会委員	日額 5,000円
---------------	-----------